

議第4号議案

地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項の
一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき市議会の議決を経た市長専決事項（昭和55年7月9日議決）の一部を次のように改正する。

第7の次に、次のように加える。

- 8 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- 9 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。